

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正	現行	備考
<p style="text-align: center;">I 総則</p> <p style="text-align: center;">1 目的</p> <p>【目的】 (1) この規程は、<u>航空交通管理管制官が実施する航空交通管理管制業務、航空管制官が実施する管制業務及びこれらに関連する業務を実施するにあたって、航空交通管理管制官又は航空管制官が準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">2 定義</p> <p>この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (略) 雲高 (Ceiling) (略) <u>オフセット (Offset)</u> 航空機が承認された飛行経路の中心線から横方向に一定の距離を保ちながら飛行することをいう。 オプションアプローチ (Option approach) (略) (略) 管轄区域境界線 (Boundary) (略) 管制間隔 (Separation) 航空交通の安全かつ秩序ある流れを促進するため<u>航空管制官</u>が確保すべき最小の航空機間の空間をいう。 管制機関 (Air traffic control facility) (略) (略) 航空交通管理管制官 (Air traffic management officer。以下「管理管制官」という。) (略) 航空交通管理管制業務 (Air traffic management service) 空域の適正な利用及び安全かつ円滑な航空交通の確保<u>のために、空域の有効利用に関する関係機関との調整、計器飛行方式で飛行しようとする航空機に対する飛行計画の承認及び航空交通流の調節を目的とした出発時刻に係る指示等を行う業務</u>をいう。 航空交通管理センター (Air traffic management center。以下「ATMセンター」という。) (略) セクター (Sector) <u>管制区管制所</u>又はターミナル管制所における管制業務実施分担の単位をいう。 接地点 (Touchdown point) (略) (略) CDO 経路 (CDO Route) (略)</p>	<p style="text-align: center;">I 総則</p> <p style="text-align: center;">1 目的</p> <p>【目的】 (1) この規程は、航空交通管理管制官 <u>又は航空管制官が管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって</u>準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">2 定義</p> <p>この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (略) 雲高 (Ceiling) (略) (新設) オプションアプローチ (Option approach) (略) (略) 管轄区域境界線 (Boundary) (略) 管制間隔 (Separation) 航空交通の安全かつ秩序ある流れを促進するため<u>航空交通管理管制官又は航空管制官</u>が確保すべき最小の航空機間の空間をいう。 管制機関 (Air traffic control facility) (略) (略) 航空交通管理管制官 (Air traffic management officer。以下「管理管制官」という。) (略) 航空交通管理管制業務 (Air traffic management service) 空域の適正な利用及び安全かつ円滑な航空交通の確保<u>を図るために航空交通管理センターが行う管制業務その他の業務の総称</u>をいう。 航空交通管理センター (Air traffic management center。以下「ATMセンター」という。) (略) セクター (Sector) <u>ATMセンター、管制区管制所</u>又はターミナル管制所における管制業務実施分担の単位をいう。 接地点 (Touchdown point) (略) (略) CDO 経路 (CDO Route) (略)</p>	<p>表現の修正。航空交通管理管制官が管制業務を実施しなくなることに伴い、航空交通管理管制官と航空管制官の業務内容を明示</p> <p>オフセットの定義の新設</p> <p>航空交通管理管制官が管制業務を実施しなくなることに伴い削除</p> <p>ATM センターにおいて管制業務が廃止されることに伴い「その他業務」を明文化</p> <p>ATM センターにおいて洋上管制が廃止されることに伴い削除</p>

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正	現行	備考
<p>CPDLC (Controller Pilot Data Link Communications) データリンクを用いて行う<u>管制官</u>とパイロット間の管制通信をいう。</p> <p>DARP (Dynamic airborne reroute procedure) (略)</p> <p>(略)</p> <h2 style="text-align: center;">II 航空交通管理方式基準</h2> <h3 style="text-align: center;">(I) 総 則</h3> <h4 style="text-align: center;">1 目的及び適用</h4> <p>【適用】</p> <p>(2) a ATMセンター<u>又は管制機関は、この基準に掲げる方式、基準及び用語に準拠して業務を実施するものとする。また、この基準を補足するものとして調整要領、協定書、運用要領又はこれらに類するものに細則が定められている場合は、その規定に従うものとする。</u></p> <p>b (略)</p> <p><u>c</u> ATMセンター又は管制機関は、業務の実施に当たって、この基準に規定されていない事態に遭遇した場合には最良の判断に基づいて業務を処理するものとする。</p> <h2 style="text-align: center;">III 管制方式基準</h2> <h3 style="text-align: center;">(I) 総 則</h3> <h4 style="text-align: center;">2 通 則</h4> <p>(1) ~ (14) (略)</p> <p>【許可又は不許可に係る用語】</p> <p>(15) 航空機からの要求を許可し又は許可できない場合であって、該当する用語が定められていない場合は次によるものとする。</p> <p>★要求されたとおり許可します。 APPROVED AS REQUESTED. 又は 〔許可し得る運航〕を許可します。 〔approved operation〕APPROVED.</p> <p>(削る)</p> <p>★〔要求された運航〕は許可できません。(理由又は追加指示) UNABLE [requested operation]. (reason or instructions)</p> <p>〔例〕 (略)</p> <p>(16) ~ (23) (略)</p>	<p>CPDLC (Controller Pilot Data Link Communications) データリンクを用いて行う<u>管理管制官又は管制官</u>とパイロット間の管制通信をいう。</p> <p>DARP (Dynamic airborne reroute procedure) (略)</p> <p>(略)</p> <h2 style="text-align: center;">II 航空交通管理方式基準</h2> <h3 style="text-align: center;">(I) 総 則</h3> <h4 style="text-align: center;">1 目的及び適用</h4> <p>【適用】</p> <p>(2) a ATMセンターは、<u>太平洋上の洋上管制区における航空交通の管理の実施に当たっては、この基準に準拠するほか、III管制方式基準に定める関連基準に準拠するものとする。</u></p> <p>b (略) (新設)</p> <h2 style="text-align: center;">III 管制方式基準</h2> <h3 style="text-align: center;">(I) 総 則</h3> <h4 style="text-align: center;">2 通 則</h4> <p>(1) ~ (14) (略)</p> <p>【許可又は不許可に係る用語】</p> <p>(15) 航空機からの要求を許可し又は許可できない場合であって、該当する用語が定められていない場合は次によるものとする。</p> <p>★要求されたとおり許可します。 APPROVED AS REQUESTED. 又は 〔許可し得る運航〕を許可します。 〔approved operation〕APPROVED.</p> <p><u>〔例〕 Deviation north of AI approved.</u></p> <p>★〔要求された運航〕は許可できません。(理由又は追加指示) UNABLE [requested operation]. (reason or instructions)</p> <p>〔例〕 (略)</p> <p>(16) ~ (23) (略)</p>	<p>管理管制官が管制業務を実施しなくなることに伴い削除</p> <p>洋上管制について定めた条項であり、ATMセンターにおいて洋上管制が廃止されることに伴い、III管制方式基準(I)総則1(2)bを参考に変更 III管制方式基準(I)総則1(2)eを参考に新規制定</p> <p>横方向への逸脱許可に係る用語を新設することに伴い削除</p>

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程・改正

改正	現行	備考																												
<p style="text-align: center;">3 気象情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>【気象情報の要求】 <u>(2)</u> (略) 【RVR 値の通報】 <u>(3)</u> (略) 【ウィンドシアア情報の通報】 <u>(4)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">6 CPDLC</p> <p>(1) (略) 【CPDLC による送受信】 (2) CPDLC による送受信は、<u>次</u>によるものとする。 a～d (略) 注1～注3 (略) (3)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">別表2 CPDLCアップリンク定型メッセージ一覧表 (TOPS)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) <u>オフセットの指示及び横方向への逸脱許可</u>に関するもの</p>	<p style="text-align: center;">3 気象情報</p> <p>(1) (略) 【悪気象空域の回避】 <u>(2)</u> 悪気象空域を飛行する航空機に対しては、次の要領により、可能な限り航空機を援助するものとする。 a 悪気象を回避するための航空機の要求に対し迅速に応じる。 b 悪気象を回避するため指定しようとする経路の当該高度に他の航空機がすでに飛行している場合は、当該機の占有する経路又は高度を変更する。ただし、変更する経路又は高度に悪気象が予想されない場合に限る。</p> <p>【気象情報の要求】 <u>(3)</u> (略) 【RVR 値の通報】 <u>(4)</u> (略) 【ウィンドシアア情報の通報】 <u>(5)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">6 CPDLC</p> <p>(1) (略) 【CPDLC による送受信】 (2) CPDLC による送受信は、<u>以下</u>によるものとする。 a～d (略) 注1～注3 (略) (3)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">別表2 CPDLCアップリンク定型メッセージ一覧表 (TOPS)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) <u>オフセット</u>に関するもの</p>	<p>(II) 計器飛行管制方式 1 管制承認等 (16) に移設</p> <p>項番の修正 項番の修正 項番の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">アップリンク・メッセージ</th> <th style="width: 50%;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE</td> <td>経路の <u>距離</u>、[方向] へ <u>オフセット</u> して <u>ください</u>。</td> </tr> <tr> <td>AT [position] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE</td> <td>[位置] で経路の <u>距離</u>、[方向] へ <u>オフセット</u> して <u>ください</u>。</td> </tr> <tr> <td>AT [time] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE</td> <td>[時刻] に経路の <u>距離</u>、[方向] へ <u>オフセット</u> して <u>ください</u>。</td> </tr> <tr> <td>PROCEED BACK ON ROUTE</td> <td>経路に <u>戻って</u> <u>ください</u>。</td> </tr> <tr> <td>REJOIN ROUTE BY [position]</td> <td>[位置] までに経路に <u>合流</u> して <u>ください</u>。</td> </tr> <tr> <td>REJOIN ROUTE BY [time]</td> <td>[時刻] までに経路に <u>合流</u> して <u>ください</u>。</td> </tr> </tbody> </table>	アップリンク・メッセージ	意味	OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	経路の <u>距離</u> 、[方向] へ <u>オフセット</u> して <u>ください</u> 。	AT [position] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	[位置] で経路の <u>距離</u> 、[方向] へ <u>オフセット</u> して <u>ください</u> 。	AT [time] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	[時刻] に経路の <u>距離</u> 、[方向] へ <u>オフセット</u> して <u>ください</u> 。	PROCEED BACK ON ROUTE	経路に <u>戻って</u> <u>ください</u> 。	REJOIN ROUTE BY [position]	[位置] までに経路に <u>合流</u> して <u>ください</u> 。	REJOIN ROUTE BY [time]	[時刻] までに経路に <u>合流</u> して <u>ください</u> 。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">アップリンク・メッセージ</th> <th style="width: 50%;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE</td> <td>経路の <u>逸脱距離</u>、[方向] へ <u>逸脱</u> して <u>下さい</u>。</td> </tr> <tr> <td>AT [position] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE</td> <td>[位置] で経路の <u>逸脱距離</u>、[方向] へ <u>逸脱</u> して <u>下さい</u>。</td> </tr> <tr> <td>AT [time] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE</td> <td>[時刻] に経路の <u>逸脱距離</u>、[方向] へ <u>逸脱</u> して <u>下さい</u>。</td> </tr> <tr> <td>PROCEED BACK ON ROUTE</td> <td>経路へ <u>戻って</u> <u>下さい</u>。</td> </tr> <tr> <td>REJOIN ROUTE BY [position]</td> <td>[位置] までに経路へ <u>合流</u> して <u>下さい</u>。</td> </tr> <tr> <td>REJOIN ROUTE BY [time]</td> <td>[時刻] までに経路へ <u>合流</u> して <u>下さい</u>。</td> </tr> </tbody> </table>	アップリンク・メッセージ	意味	OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	経路の <u>逸脱距離</u> 、[方向] へ <u>逸脱</u> して <u>下さい</u> 。	AT [position] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	[位置] で経路の <u>逸脱距離</u> 、[方向] へ <u>逸脱</u> して <u>下さい</u> 。	AT [time] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	[時刻] に経路の <u>逸脱距離</u> 、[方向] へ <u>逸脱</u> して <u>下さい</u> 。	PROCEED BACK ON ROUTE	経路へ <u>戻って</u> <u>下さい</u> 。	REJOIN ROUTE BY [position]	[位置] までに経路へ <u>合流</u> して <u>下さい</u> 。	REJOIN ROUTE BY [time]	[時刻] までに経路へ <u>合流</u> して <u>下さい</u> 。	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>
アップリンク・メッセージ	意味																													
OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	経路の <u>距離</u> 、[方向] へ <u>オフセット</u> して <u>ください</u> 。																													
AT [position] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	[位置] で経路の <u>距離</u> 、[方向] へ <u>オフセット</u> して <u>ください</u> 。																													
AT [time] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	[時刻] に経路の <u>距離</u> 、[方向] へ <u>オフセット</u> して <u>ください</u> 。																													
PROCEED BACK ON ROUTE	経路に <u>戻って</u> <u>ください</u> 。																													
REJOIN ROUTE BY [position]	[位置] までに経路に <u>合流</u> して <u>ください</u> 。																													
REJOIN ROUTE BY [time]	[時刻] までに経路に <u>合流</u> して <u>ください</u> 。																													
アップリンク・メッセージ	意味																													
OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	経路の <u>逸脱距離</u> 、[方向] へ <u>逸脱</u> して <u>下さい</u> 。																													
AT [position] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	[位置] で経路の <u>逸脱距離</u> 、[方向] へ <u>逸脱</u> して <u>下さい</u> 。																													
AT [time] OFFSET [distance offset] [direction] OF ROUTE	[時刻] に経路の <u>逸脱距離</u> 、[方向] へ <u>逸脱</u> して <u>下さい</u> 。																													
PROCEED BACK ON ROUTE	経路へ <u>戻って</u> <u>下さい</u> 。																													
REJOIN ROUTE BY [position]	[位置] までに経路へ <u>合流</u> して <u>下さい</u> 。																													
REJOIN ROUTE BY [time]	[時刻] までに経路へ <u>合流</u> して <u>下さい</u> 。																													

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正		現行		備考
EXPECT BACK ON ROUTE BY [position]	[位置] までに経路に <u>戻る</u> 予定です。	EXPECT BACK ON ROUTE BY [position]	[位置] までに経路へ <u>合流する</u> 予定です。	表現の修正
EXPECT BACK ON ROUTE BY [time]	[時刻] までに経路に <u>戻る</u> 予定です。	EXPECT BACK ON ROUTE BY [time]	[時刻] までに経路へ <u>合流する</u> 予定です。	表現の修正
RESUME OWN NAVIGATION	通常航法に戻って <u>ください</u> 。	RESUME OWN NAVIGATION	通常航法に戻って <u>下さい</u> 。	
<u>CLEARED TO DEVIATE UP TO [distance offset] [direction] OF ROUTE</u>	<u>経路の「距離」以内、「方向」への逸脱を許可します。</u>	(新設)	(新設)	(5) から移設
(5) <u>経路</u> に関するもの		(5) <u>経路の変更</u> に関するもの		表現の修正
アップリンク・メッセージ	意味	アップリンク・メッセージ	意味	
PROCEED DIRECT TO [position]	[位置] へ直行して <u>ください</u> 。	PROCEED DIRECT TO [position]	[位置] へ直行して <u>下さい</u> 。	表記の修正
WHEN ABLE PROCEED DIRECT TO [position]	可能な時に [位置] へ直行して <u>ください</u> 。	WHEN ABLE PROCEED DIRECT TO [position]	可能な時に [位置] へ直行して <u>下さい</u> 。	表記の修正
AT [time] PROCEED DIRECT TO [position]	[時刻] に [位置] へ直行して <u>ください</u> 。	AT [time] PROCEED DIRECT TO [position]	[時刻] に [位置] へ直行して <u>下さい</u> 。	表記の修正
AT [position] PROCEED DIRECT TO [position]	[位置] で [位置] へ直行して <u>ください</u> 。	AT [position] PROCEED DIRECT TO [position]	[位置] で [位置] へ直行して <u>下さい</u> 。	表記の修正
AT [altitude] PROCEED DIRECT TO [position]	[高度] で [位置] へ直行して <u>ください</u> 。	AT [altitude] PROCEED DIRECT TO [position]	[高度] で [位置] へ直行して <u>下さい</u> 。	表記の修正
CLEARED TO [position] VIA [route clearance]	[経路] 経由 [位置] まで承認します。	CLEARED TO [position] VIA [route clearance]	[経路] 経由 [位置] まで承認します。	
CLEARED [route clearance]	[経路] を承認します。	CLEARED [route clearance]	[経路] を承認します。	
(削る)	(削る)	<u>CLEARED TO DEVIATE UP TO [distance offset] [direction] OF ROUTE</u>	<u>経路から「逸脱距離」、「方向」への逸脱を承認します。</u>	(4) へ移設
AT [position] CLEARED [route clearance]	[位置] で [経路] を承認します。	AT [position] CLEARED [route clearance]	[位置] で [経路] を承認します。	
EXPECT FURTHER CLEARANCE AT [time]	追加管制承認は [時刻] の予定です。	EXPECT FURTHER CLEARANCE AT [time]	追加管制承認は [時刻] の予定です。	
(6) ~ (11) (略)		(6) ~ (11) (略)		
(II) 計器飛行管制方式		(II) 計器飛行管制方式		
1 管制承認等		1 管制承認等		
(1) ~ (14) (略)		(1) ~ (14) (略)		
【オフセット】		(新設)		オフセットを新設
<u>(15)</u> 管制区管制所は航空機にオフセットを指示することができる。オフセットを指示する場合は、次の要領によるものとする。				オフセットは管制区管制所のみ適用可能とする。
a オフセットを開始する場合は、オフセットする距離及び方向を明示するものとし、必要に応じ、オフセットを開始する特定フィックス又は特定時刻の指定及びオフセットを終了する予定の特定フィックス又は特定時刻の通報を行うものとする。				オフセットの開始方法を新設

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正	現行	備考
<p>★ ([フィックス又は時刻] から) 経路の左/右側へ [数値] 海里オフセットしてください。 ([フィックス又は時刻] までに経路に戻る予定です。)</p> <p>PROCEED OFFSET [number] MILES LEFT / RIGHT OF ROUTE (AT [fix or time]) (EXPECT BACK ON ROUTE BY [fix or time]) .</p> <p>[例] Proceed offset 15 miles left of route. Proceed offset 20 miles left of Y579. Expect back on route by SAKON due to airspace restriction.</p> <p>b オフセットを終了する場合は、承認された経路に戻る指示、管制承認の変更又はレーダー誘導を行うものとする。</p> <p>★オフセットを取り消します。 { 経路に戻ってください。 又は [飛行方法]。 }</p> <p>CANCEL OFFSET. { REJOIN ROUTE. or [specific instructions] . }</p> <p>[例] Cancel offset. Rejoin route. Report back on route. Cancel offset. Recleared direct SAKON.</p> <p>c 必要に応じ、オフセットの可否について、航空機に対し確認するものとする。</p> <p>★オフセットが可能かどうか通知してください。 ADVISE IF ABLE TO PROCEED PARALLEL OFFSET.</p> <p>【悪気象空域の回避】</p> <p><u>(16)</u> 悪気象空域を飛行する航空機に対しては、次の要領により、可能な限り航空機を援助するものとする。</p> <p>a 悪気象を回避するための航空機の要求に対し迅速に応じる。</p> <p>b 悪気象を回避するため指定しようとする経路の当該高度に他の航空機がすでに飛行している場合は、当該機の占有する経路又は高度を変更する。ただし、変更する経路又は高度に悪気象が予想されない場合に限る。</p> <p>c 悪気象の回避は、管制承認の変更、レーダー誘導、オフセットの指示又は横方向への逸脱許可により行う。横方向への逸脱許可は、次の用語を使用し、飛行経路からの逸脱範囲を明示する。</p> <p>★経路の [方向] へ [数値] 海里以内の逸脱を許可します。 CLEARED TO DEVIATE UP TO [number] MILES [direction] OF ROUTE.</p> <p>d 悪気象の回避が終了した後は、承認経路に戻った旨の通報を受けた場合を除き、管制承認の変更又はレーダー誘導を行う。</p> <p>★悪気象の回避が終了したら通報してください。 REPORT CLEAR OF WEATHER.</p> <p>★経路に戻ったら通報してください。 REPORT BACK ON ROUTE.</p> <p>[例] Cleared to deviate up to 15 miles left of route. Report clear of weather. Cleared to deviate up to 20 miles both sides of route. Report back on route.</p>	<p>(新設)</p>	<p>オフセットを終了する場合の措置を新設</p> <p>オフセットの可否を確認する用語を新設</p> <p>(I) 総則 3 気象情報から移設し、悪気象の回避方法を新設</p> <p>横方向への逸脱許可に係る用語及び悪気象回避後の措置を新設</p>

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程・改正

改正	現行	備考
<p>【有視界気象状態を維持して行う飛行】 <u>(17)</u> (略)</p> <p>【法第94条ただし書の許可】 <u>(18)</u> (略)</p> <p>【自衛隊低高度訓練/試験空域及び自衛隊高高度訓練/試験空域並びに制限空域】 <u>(19)</u> (略)</p> <p>【回廊】 <u>(20)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">9 洋上管制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【横間隔】 (4) a (略) b <u>洋上管制区</u>へ出域する航空機相互間において、次のすべての条件が満たされるときは、横間隔が設定されたものとみなす。 (a)・(b) (略) c～e (略)</p> <p style="text-align: center;">10 ADS-C</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【縦間隔】 (4) ADS-C機相互間及びADS-C機とレーダー識別された航空機との縦間隔の最低基準は、次の表(4)に掲げるとおりとする。RNP仕様、RCP仕様及びRSP仕様は、飛行計画等で確認するものとする。 表(4) (略) a～c (略) d 交差経路を飛行する航空機相互間にあつては、(II)9(3)cに規定する基準により設定するものとする。 注 <u>オフセットの指示又は横方向への逸脱許可により</u>飛行している航空機にあつては、b及びcに規定する平行経路における適用と同様に、当初の経路にアビームポイントを設定し距離を算出するものとする。</p> <p>【ADS-C CDPを適用した高度変更】 (5) (4)の規定にかかわらず、同方向経路を飛行するADS-C機相互間であつて、次のすべての条件が満たされるときは、いずれか一方の航空機に対し他方の航空機の高度を通過して上昇又は降下をする方式(以下「ADS-C CDP」という。)を適用した高度変更を指示することができる。 a～c (略) d 両機のいずれも単一高度が<u>指定</u>されており、巡航中であること。 e ADS-C CDPを適用した高度変更が開始される時点において、両機のいずれも<u>オフセットの指示及び横方向への逸脱許可がされていない</u>こと。 f 両機のうち先に送信したデマンドコントラクトリクエストの送信時刻から15分以内に両</p>	<p>【有視界気象状態を維持して行う飛行】 <u>(15)</u> (略)</p> <p>【法第94条ただし書の許可】 <u>(16)</u> (略)</p> <p>【自衛隊低高度訓練/試験空域及び自衛隊高高度訓練/試験空域並びに制限空域】 <u>(17)</u> (略)</p> <p>【回廊】 <u>(18)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">9 洋上管制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【横間隔】 (4) a (略) b <u>洋上管制区及び洋上管理セクター</u>へ出域する航空機相互間において、次のすべての条件が満たされるときは、横間隔が設定されたものとみなす。 (a)・(b) (略) c～e (略)</p> <p style="text-align: center;">10 ADS-C</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【縦間隔】 (4) ADS-C機相互間及びADS-C機とレーダー識別された航空機との縦間隔の最低基準は、次の表(4)に掲げるとおりとする。RNP仕様、RCP仕様及びRSP仕様は、飛行計画等で確認するものとする。 表(4) (略) a～c (略) d 交差経路を飛行する航空機相互間にあつては、(II)9(3)cに規定する基準により設定するものとする。 注 <u>気象状況等の理由で経路から逸脱して</u>飛行している航空機にあつては、b及びcに規定する平行経路における適用と同様に、当初の経路にアビームポイントを設定し距離を算出するものとする。</p> <p>【ADS-C CDPを適用した高度変更】 (5) (4)の規定にかかわらず、同方向経路を飛行するADS-C機相互間であつて、次のすべての条件が満たされるときは、いずれか一方の航空機に対し他方の航空機の高度を通過して上昇又は降下をする方式(以下「ADS-C CDP」という。)を適用した高度変更を指示することができる。 a～c (略) d 両機のいずれも単一高度が<u>指示</u>されており、巡航中であること。 e ADS-C CDPを適用した高度変更が開始される時点において、両機のいずれも<u>にも経路逸脱を許可していない</u>こと。 f 両機のうち先に送信したデマンドコントラクトリクエストの送信時刻から15分以内に両機</p>	<p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>ATMセンターにおいて洋上管制が廃止されることに伴い削除</p> <p>オフセットの追加及び表現の修正</p> <p>表現の修正 オフセットの追加及び表現の修正 主語の統一</p>

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正	現行	備考																																						
<p>機の垂直間隔が再設定されるよう制限が付加されていること。</p> <p>g (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>【横間隔】</p> <p>(7) RNP 4 航行の許可並びに RCP240 及び RSP180 の承認を受けた ADS-C 機相互間にあつては、次に掲げる場合、横間隔が設定される。なお、オフセットの指示により横間隔が設定されるときは、指示を受けた航空機から所定のオフセット距離に到達したことの通報を受けるまで、他の航空機との間に垂直間隔を設定するものとする。</p> <p><u>a</u> 飛行経路の中心線の間隔が 23 海里以上ある場合</p> <p><u>b</u> 次の全ての条件を満たす場合</p> <p>(a) 飛行経路の中心線の間隔が 12 海里以上あること</p> <p>(b) いずれか一方の航空機に対し他方の航空機の高度を通過して上昇又は降下する高度変更を指示すること</p> <p>(c) (b) に掲げる他方の航空機は単一高度が指定されており、巡航中であること</p> <p>(8) ~ (12) (略)</p>	<p>の垂直間隔が再設定されるよう制限を付加すること。</p> <p>g (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>【横間隔】</p> <p>(7) RNP 4 航行の許可並びに RCP240 及び RSP180 の承認を受けた ADS-C 機相互間にあつては、<u>飛行経路の中心線の間隔が 23 海里以上ある場合</u>、横間隔が設定される。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) ~ (12) (略)</p>	<p>上昇降下時に限る横間隔 12 海里を新設</p>																																						
<h3>IV 管制機関運用基準</h3>	<h3>IV 管制機関運用基準</h3>																																							
別表第 1	別表第 1																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>管制機関の種類</th> <th>管制席の種類</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ATM センター</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理席</td> <td>1. ~ 6. (略) (削る)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ターミナル管制所</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出域管制席 (ターミナル・レーダー)</td> <td>1. 計器飛行方式により <u>出発する</u> 航空機又は計器飛行方式によって進入復行を行う航空機であつて次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示</td> </tr> </tbody> </table>	管制機関の種類	管制席の種類	業務内容	ATM センター	(略)		管理席	1. ~ 6. (略) (削る)		(略)		(略)			ターミナル管制所	(略)		出域管制席 (ターミナル・レーダー)	1. 計器飛行方式により <u>出発する</u> 航空機又は計器飛行方式によって進入復行を行う航空機であつて次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管制機関の種類</th> <th>管制席の種類</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ATM センター</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理席</td> <td>1. ~ 6. (略) <u>7. 洋上管制区を飛行する航空機に対する、国際民間航空条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠した事務であつて次に掲げるもの</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ターミナル管制所</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出域管制席 (ターミナル・レーダー管制業務)</td> <td>1. 計器飛行方式により <u>管轄区域内の飛行場から出発する</u> 航空機又は計器飛行方式によって進入復行を行う航空機であつて次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示</td> </tr> </tbody> </table>	管制機関の種類	管制席の種類	業務内容	ATM センター	(略)		管理席	1. ~ 6. (略) <u>7. 洋上管制区を飛行する航空機に対する、国際民間航空条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠した事務であつて次に掲げるもの</u>		(略)		(略)			ターミナル管制所	(略)		出域管制席 (ターミナル・レーダー管制業務)	1. 計器飛行方式により <u>管轄区域内の飛行場から出発する</u> 航空機又は計器飛行方式によって進入復行を行う航空機であつて次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示	<p>ATM センターにおいて洋上管制が廃止されることに伴い削除</p> <p>ターミナル空域統合を反映した改正</p>
管制機関の種類	管制席の種類	業務内容																																						
ATM センター	(略)																																							
	管理席	1. ~ 6. (略) (削る)																																						
	(略)																																							
(略)																																								
ターミナル管制所	(略)																																							
	出域管制席 (ターミナル・レーダー)	1. 計器飛行方式により <u>出発する</u> 航空機又は計器飛行方式によって進入復行を行う航空機であつて次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示																																						
管制機関の種類	管制席の種類	業務内容																																						
ATM センター	(略)																																							
	管理席	1. ~ 6. (略) <u>7. 洋上管制区を飛行する航空機に対する、国際民間航空条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠した事務であつて次に掲げるもの</u>																																						
	(略)																																							
(略)																																								
ターミナル管制所	(略)																																							
	出域管制席 (ターミナル・レーダー管制業務)	1. 計器飛行方式により <u>管轄区域内の飛行場から出発する</u> 航空機又は計器飛行方式によって進入復行を行う航空機であつて次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示																																						

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正			現行			備考
	管制業務及び 進入管制業務	(1) 飛行場管制所、 <u>着陸誘導管制所又はターミナル管制所</u> から引き継いだもの (2) 管制区管制所、ターミナル管制所又は着陸誘導管制所に引き渡すまでのもの 2. (略)		及び進入管制 業務)	(1) 飛行場管制所 <u>又は着陸誘導管制所</u> から引き継いだもの (2) 管制区管制所、ターミナル管制所又は着陸誘導管制所に引き渡すまでのもの 2. (略)	ターミナル空域統合を反映した改正
	入域管制席 (ターミナル・レーダー 管制業務及び 進入管制業務)	1. 計器飛行方式により <u>進入する</u> 航空機であって、次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示 (1) <u>管制区管制所、ターミナル管制所</u> 又は飛行場管制所から引き継いだもの (2) <u>ターミナル管制所、着陸誘導管制所</u> 又は飛行場管制所に引き渡すまでのもの 2. (略)		入域管制席 (ターミナル・レーダー 管制業務及び 進入管制業務)	1. 計器飛行方式により <u>管轄区域内の飛行場に進入する</u> 航空機であって、次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示 (1) <u>管制区管制所</u> 又は飛行場管制所から引き継いだもの (2) <u>着陸誘導管制所</u> 又は飛行場管制所に引き渡すまでのもの 2. (略)	ターミナル空域統合を反映した改正 ターミナル空域統合を反映した改正
	(略)			(略)		
(略)			(略)			
注1・注2 (略)			注1・注2 (略)			
別表第2			別表第2			
管制機関 の種類	ATMセンター	管制区管制所	管制機関 の種類	ATMセンター	管制区管制所	
事項	(1)～(4) (略) <u>(5)</u> 削る <u>(5)</u> システム運用方式 <u>(6)</u> 緊急事態の措置 a～e (略) <u>(7)</u> ノータム発出方式 <u>(8)</u> テープレコーダー運用方式 <u>(9)</u> 航行援助施設の モニター方式 <u>(10)</u> 保守担当機関との 連絡方式 <u>(11)</u> 飛行計画調整方式 <u>(12)</u> 飛行情報業務方式 <u>(13)</u> その他の必要な 事項	(1)～(15) (略)	事項	(1)～(4) (略) <u>(5)</u> 洋上管制方式 <u>(6)</u> システム運用方式 <u>(7)</u> 緊急事態の措置 a～e (略) <u>(8)</u> ノータム発出方式 <u>(9)</u> テープレコーダー 運用方式 <u>(10)</u> 航行援助施設の モニター方式 <u>(11)</u> 保守担当機関との 連絡方式 <u>(12)</u> 飛行計画調整方式 <u>(13)</u> 飛行情報業務方式 <u>(14)</u> その他の必要な 事項	(1)～(15) (略)	ATMセンターにおいて洋上管制が廃止されることに伴い削除
(略)			(略)			

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正							現行							備考
別表第3							別表第3							
様式 番号	書類名	管制機関の種類					様式 番号	書類名	管制機関の種類					
		ATM センター	管制区 管制所	ターミ ナル 管制所	飛行場 管制所	着陸 誘導 管制所			ATM センター	管制区 管制所	ターミ ナル 管制所	飛行場 管制所	着陸 誘導 管制所	
(略)						(略)								
第11号	管制月間交通量報告書（航空路）	(削る)	○				第11号	管制月間交通量報告書（航空路）	○	○				
(注1)・(注2) (略)							(注1)・(注2) (略)							
V 管制書類様式記入要領							V 管制書類様式記入要領							
1 管制日誌（第1号様式）及び管理管制日誌（第1の2号様式）							1 管制日誌（第1号様式）及び管理管制日誌（第1の2号様式）							
(1)・(2) (略)							(1)・(2) (略)							
(3) 「記事」について							(3) 「記事」について							
a (略)							a (略)							
b 管理管制日誌 航空交通管理管制業務の総括的事項を記入する。特に下記事項はもれなく記入する。							b 管理管制日誌 航空交通管理管制業務の総括的事項を記入する。特に下記事項はもれなく記入する。							
(a) 事故							(a) 事故							
<u>(b)</u> 管制機器等の障害の事実、原因及び措置に関すること							<u>(b)</u> 遭難、緊急、安全、非常通信（電波法第52条）							ATM センターにおいて洋上管制が廃止されることに伴い削除
<u>(c)</u> 管制違反							<u>(c)</u> 管制機器等の障害の事実、原因及び措置に関すること							
<u>(d)</u> 交通流制御に関すること							<u>(d)</u> 管制違反							
<u>(e)</u> 管制機関による交通量の制限に関すること							<u>(e)</u> 交通流制御に関すること							
<u>(f)</u> ダイバートの処理に関すること							<u>(f)</u> 管制機関による交通量の制限に関すること							
<u>(g)</u> 特別機等の運航に関すること							<u>(g)</u> ダイバートの処理に関すること							
<u>(h)</u> その他、航空交通管理管制業務の運用に大きな影響を与える事項に関すること							<u>(h)</u> 特別機等の運航に関すること							
<u>(i)</u> その他、航空交通管理管制業務の運用に大きな影響を与える事項に関すること							<u>(i)</u> その他、航空交通管理管制業務の運用に大きな影響を与える事項に関すること							
c 留意事項							c 留意事項							
(a) <u>aに掲げる(a)～(d)又はbに掲げる(a)～(c)</u> の事実があった場合は、見出しを朱記関係様式に記録した時刻及び内容又はテープレコーダーによる時刻及び内容を明細に記入する。							(a) <u>a又はbに掲げる(a)～(d)</u> の事実があった場合は、見出しを朱記し関係様式に記録した時刻及び内容又はテープレコーダーによる時刻及び内容を明細に記入する。							b (b) 削除に伴う修正
(b) (略)							(b) (略)							
VI 管制業務等実施要領							VI 管制業務等実施要領							
2 機長報告取扱要領							2 機長報告取扱要領							
(1) <u>先任航空管制官</u> は、機長又はその代理人から機長報告の提出があった場合は、次のとおり処理するものとする。							(1) <u>先任航空管制官又は先任航空交通管理管制官（以下「先任航空管制官等」という。）</u> は、機長又はその代理人から機長報告の提出があった場合は、次のとおり処理するものとする。							ATM センターにおいて洋上管制が廃止されることに伴い

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正	現行	備考
<p>a～c (略) (2) (略)</p> <p style="text-align: center;">3 航空交通管制特別報告書取扱要領</p> <p>(1) 当直の責任者は報告事項が発生した場合は、直ちに<u>前任航空管制官又は前任航空交通管理管制官</u>（以下「<u>前任航空管制官等</u>」という。）に報告する。前任航空管制官等は調査を行った後次に掲げる各号の場合、航空交通管制特別報告書に必要事項を記入し、関係資料を添付して速やかに航空交通管制部及びATMセンターにおいては本局交通管制部管制課長、空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所においては本局交通管制部管制課長及び地方航空局保安部管制課長に提出するものとする。ただし、空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所が本局交通管制部管制課長に提出する場合は、(3) 項に掲げる重要事項に限る。</p> <p>a～d (略) (2)・(3) (略)</p>	<p>a～c (略) (2) (略)</p> <p style="text-align: center;">3 航空交通管制特別報告書取扱要領</p> <p>(1) 当直の責任者は報告事項が発生した場合は、直ちに<u>前任航空管制官等</u>に報告する。前任航空管制官等は調査を行った後次に掲げる各号の場合、航空交通管制特別報告書に必要事項を記入し、関係資料を添付して速やかに航空交通管制部及びATMセンターにおいては本局交通管制部管制課長、空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所においては本局交通管制部管制課長及び地方航空局保安部管制課長に提出するものとする。ただし、空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所が本局交通管制部管制課長に提出する場合は、(3) 項に掲げる重要事項に限る。</p> <p>a～d (略) (2)・(3) (略)</p>	<p>ATM センターにて機長報告を受けなくなると、記載の削除及び、それに伴う文言の修正</p>